

琉球大学学術リポジトリ

1960年の1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43867

米保長

外務大臣國務長官會議に於ける安全保障調停の
問題の取極に因す件

三九八 米保長

一 今回の外務大臣國務長官の會議に於ては、安全保障調停の
 問題に關しは、先般總理より御指示ありたる通り、日本は遺憾に
 感せず、相互援助條約を穿つる」と云ふことが中心課題となる
 である。而して軍事に於ける準備會議に徴すも、在米米使は
 及外務大臣の御意向を逐一報告すこととすに決し、其申しを
 承るものとす。

在外公館

年 号

極 秘

判斷するから、會議に臨んでは、國務長官は今度の進め方を見
 充ある見地より、日本國の心精えに付、相互援助を示し、ま
 せしむるものとす。

一 然るに、日本側には、總理より「日本憲法と抵触せざる相互援助
 條約」と云ふ指示があるものとす。相互援助のふだいの下に日本
 側が負ふべき義務の限るに於ては、海外派兵義務は含まずと云ふ
 一 是れは明確なる指極を得て居る。従而、此の義務

在外公館

長官が值内にて未だ終るべからざるに應ずべきや否かを慮り置く
必要あり。

三、米國側の多くを採するに於ては、日米關係

改善の事と考慮すべきは当然として、(より根本的には) 米國の利益が決

議を満足させる様な相を援助の形を整へること及び米國の極

東の安全保障の米國の軍事の要請に於ては、米國の利益を

考慮するべきなり。

四、右の如きは、日本が軍事を以て米國が日本を援助するべき義

務に對して、日本は米國に對し、何等の義務を引受けざるの如き

ことあり、海外派兵は除外せらるべきなり。 一言の間に日本は

米軍に對し、甚だを使用させ補給に協力することより義務を負ふ

べきが望まれる。(自衛隊が日本内、日本を守護するものは当然)

である。日本を守護するに日本に在る米軍を援助すべきことは

米國に對しては、義務を負ふべきことには非ざるなり。而して右の

言ひ合ふ。松本の米國属領海島が何等の領土に属するか（米
韓、米台方式）属領海島の中心に松本は在る。この米國軍隊
艦船、航空機が何等の領土に属するか（米韓、米台方式）
式）の問題が、如何にとは言へない。日本としては領土問題と思
はれる。尚一言いふ。日本本土及沖縄の軍事が何等の領土に
属するか（米韓、米台方式）前記諸島の領土に属するか（米
韓、米台方式）を思ふ。

五、前記三島の問題。即ち米國の軍事協定書は、現在在るが
軍事協定の下の協定は、如何なる二國間の相互援助協定と雖も
米國の軍事保障体制の一環たるを免れたいとの事案を没却して其
入ることは出来ない。現在安保協定に基き日本に駐留する米軍は、事
實上日本を守る地位にあると共に、松本全域の平和と安全のため
に活動し得る権利を有するものあり、之が米國の松本共同安全保障の
一環となる。即ち在日米軍は専ら日本防衛を任務とするものあり

らうが、必要に応じて、核軍力に上乗し得るものあり、陸軍補給部隊は
極東に在る米軍、其の他、補給のたすけに任務を有し、又、水陸隊の
補給基地としては、横須賀等が、絶好の位置にあり、其のたすけの海軍、其
の部隊の駐留が、必要に上るべきである。従って、米國側からすれば、
如何なる条件に於ても、其の必要の部隊を、日本の駐留させる権
利を認められしことを、心算に著し、と思はれる。

六、米修約に於て、米軍の駐留を認めしむるに、現行米修約に
在り、

於て、其の配備、使用が、米國の一方の決定に委ねられしことを、認め
得べきである。即ち、(1) 配備、(2) 米軍は、日本防衛の義務を有する。
この二つ、(1) 配備、(2) 兵力は、恐るべき合意に著し、(1) 的
使用に、(2) 前記の一言、(3) 人は別とし、之を協議事項と爲し
得べし。

七、以上を日本側から考へると、前記(1) 即ち、日本の軍力、(2) 義務
は、(3) 米軍を、(4) 協力の義務を、(5) 前記(1) 的、(2) 義務を、

引渡すに必要は海軍兵士、又三ヶ所即ち艦隊の兵士に在りて其
軍艦隊の問題は、廣く日本共同軍の保障の観点に在るに於て
此の、其の要あり、彼は外國軍隊の駐留と云ふことに拘泥する
べきはなし、何れも其の保障を以て one-side なるべき
こと、即ち米軍が日本防衛の義務を負ふことなり、此の防衛の
みを有すること及び右の米軍の使用は米國の一方的決定に委ねらる
べきことを見るべきにありと思はれる以上、新條等は、米國の

負ふ義務に見合ふ日本防衛に三義務を負ふものであり、又日本共
同軍の保障体制を維持して日本の防衛を言うに得るもの、これ
は、
（一）今般の論議は、新條等の向うに進むや否や、其の向うを法あることを主
眼とするものであらず、其が、一、日本例として、
（二）此等は、其の向うが、凡そ上は、其の向うが、
（三）